

セーフティネット貸付のご案内（日本政策金融公庫）

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業7.2億円、国民事業4,800万円

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年2月3日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象になります。

【お問合せ先】・唐津商工会議所 経営相談課 0955-72-5141

・日本政策金融公庫 佐賀支店

国民生活事業 0952-22-3341

※ 令和2年3月6日 現在